



あなたの子育て応援します
子育て支援事業



SHISUI
酒々井町
CHIBA



妊娠や子育ては、うれしい反面、不安なこともあります。
あなたの妊娠から出産、子育てまで、町が取り組むいろいろな
支援事業で、あなたをサポートします。



妊娠がわかったら

- ♥**母子健康手帳** 保健センターに妊娠届を提出してください。母子健康手帳などを交付します。妊婦健康診査は14回、乳児健康診査は2回、産婦健康診査2回、1ヶ月健康診査1回を受けられる受診券を交付します。手帳の交付時、保健師が面接し、安心して出産、育児が出来るように、親子すこやかプランを作成します。
- ♥**妊婦支援給付金** 妊娠届出後（保健師との面談後）に支給となります。
- ♥**妊婦乳児支援タクシー** 健診などで通院する際にその料金の一部を助成するタクシー利用券を交付します。
- ♥**マタニティ・ママパパクラス** 妊娠中の健康管理と出産、赤ちゃんの育て方（沐浴・調乳実習など）や離乳食などについての講義や実習を行います。1コース3回で、1回のみでも受講できます。3回目のご家族も一緒に参加できます。
- ♥**ママ・パパ歯科検診** 妊婦とその配偶者、生まれてくる赤ちゃんの口の健康づくりのため、むし歯・歯周病検診を行います。受診票は母子健康手帳と一緒に交付し、一人1回無料で受診できます。



♥町では、妊娠はするものの流産を繰り返してしまうなどの「不育症」で治療を受けているご夫婦に治療費の一部を助成し、経済的負担を軽減しています。



子どもが生まれたら



- ◆**子ども医療費** 0歳から高校3年生等までのお子さんの医療費（保険適用分）の全額又は一部を助成します。出生後にこども未来健康課に受給券交付の申請をしてください。
- ◆**児童手当** 0歳から高等学校等修了（18歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に支給します。
- ♥**予防接種** 出生届時に保健センターで予防接種の予診票を交付し、受け方をわかりやすく説明します。また、各健診でも未接種の方には接種を勧めています。
- ♥**乳児全戸訪問事業** 赤ちゃんとの生活で感じた疑問や不安を軽減するため、生後1か月ぐらいの赤ちゃんとお母さんへ、助産師や保健師が訪問し、身体計測や授乳など育児に関する相談を行います。酒々井町に里帰りでお産された方も希望に応じて訪問します。





子どもの成長にあわせて（0歳児～小学生）

♥**産後ケア事業** 出産後、母親が心身の不調や育児不安などがあり、家族などから育児の協力が受けにくい方を対象に宿泊型、通所型、訪問型によるケア（有料）を実施します。

♥**乳児相談** 保健師や栄養士が、4か月、10か月のお子さんの発達の確認、保育や離乳食の進め方などについて相談を行います。4か月児には、読み聞かせを通して親子がふれあうことの大切さを伝えるための絵本の紹介と配布（ブックスタート）、10か月児には、歯科衛生士が歯科相談と歯ブラシの配布を行います。

♥**1歳6か月児健康診査** 1歳6か月を過ぎた頃は、お子さんの身体や心の成長・発達にとって大切な時期です。お子さんの内科・歯科健診、身体計測、育児・栄養相談や歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。

♥**2歳児歯科健康診査** むし歯予防は、早い時期から取り組むことが大切です。お子さんの歯科健診、ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布などを行います。

♥**3歳児健康診査** 身体の発達や精神の発達面からも大切な時期です。3歳6か月頃のお子さんの内科・歯科健診、目の屈折異常検査、身体計測、尿検査、希望者へのフッ化物塗布、育児・栄養相談や歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。

♥**親子相談** 就学前のお子さんをお持ちの保護者の方に、お子さんの発達や生活などについて、心理発達相談員による個別の相談を行います。

♥**遊びの教室「どんぐり」** お子さんの発達や生活・育児などについて心配がある親子を対象に、遊びの指導と相談・助言を行います。（集団）

♥**ことばの教室「プラム」** ことばの遅れや発音などが気になりな幼児（主に5、6歳児）を対象に、保護者相談及び言語指導を行います。（個別）

♣**地域子育て支援拠点事業「子育て支援センター あいあい」「しょうえんこどもこそだてルーム」**

妊娠中の方や就学前までのお子さんと保護者の方が気分転換や友達づくりに利用できる場です。子育てに関する講習や情報提供、保育士による相談やアドバイスなどを行い、子育てに関する不安などを軽減できるよう支援します。

♣**利用者支援事業** 気軽に相談できる窓口として、子育てコンシェルジュが育児や保育に関する情報をわかりやすく紹介するなど、子育てに関する相談に応じます。

♣**ファミリー・サポート・センター事業** 子育ての手伝いをしてほしい人（利用会員）と子育ての手伝いをしたい人（協力会員）双方が会員となり子どもの預かりや送迎などを有償で行う地域のサポートシステムです。

☆**保育園等入園** 保護者が仕事や病気などの事情で、日中に子どもの保育ができない場合、保護者にかわって保育します。町内には、中央保育園、岩橋保育園、昭苑こども園があります。

★**一時保育** 各保育園・認定こども園で一時保育を実施しています。ご利用は（１）酒々井町在住の家庭（２）生後６か月以上から就学前の健康なお子さん（中央保育園は１歳６か月以上）が対象です。

★**保育園園庭開放** 各保育園・認定こども園の園庭で、親子で遊べる場を提供します。日程などは広報・おたよりなどでご確認ください。



◆**幼児教育・保育無償化事業** 私立の幼稚園や認可外保育所などに在園する児童のいる世帯を対象に保育料（幼稚園授業料）を無償化するため、その世帯の保育の必要性などを認定します。

◆**放課後子ども教室** 放課後の自由参加の居場所や遊び場として、地域の方々の見守りの中で、酒々井小学校及び大室台小学校の学校内で週１回実施しています。

◆**放課後児童クラブ** 保護者が仕事や病気などで昼間家庭にいない児童を、放課後お預かりする事業です。なお、ひとり親家庭（児童扶養手当受給対象者）のお子さんの保育料について一部助成しています。

◆**奨学給付金** 学校教育法に基づく高等学校などに進学するための支度金として奨学金を給付します。準要保護や児童扶養手当などを受けている生徒の保護者が対象です。

◆**こども誰でも通園制度** 子育て支援センターあいあいでは実施しています。保育所等に入所していない０歳６か月から満３歳までのお子様を対象に、月１０時間までお預かりする制度です。

◆**児童扶養手当** ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として手当を支給します。（所得制限あり）

◆**ひとり親家庭等医療費** 原則、１８歳の年度末までの児童を監護しているひとり親家庭などの親や養育者及びその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の一部を助成します。（所得制限あり）

◆**子ども相談** 子育ての悩みや児童虐待など０歳～１８歳までのお子さんの問題について、家庭相談員などが相談にあたります。（第３金曜日：１３時３０分～１５時相談日の前日までに電話予約が必要です。その他こども家庭センターで随時相談可）

◆**特別児童扶養手当** 精神又は身体に一定以上の障害がある２０歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給される手当です。（所得制限あり）

◆**障害児福祉手当** 在宅（入院は可）で精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする２０歳未満の児童に支給される手当です。（所得制限あり）

（各事業のお問い合わせ先）

◆ 福祉課 043-496-1177♥ 保健センター（こども未来健康課） 043-496-0090

◆ こども未来健康課 043-382-2344 ♣ 子育て支援センター あいあい（こども未来健康課） 043-290-9790

★ 保育園等

中央保育園 043-496-1274

岩橋保育園 043-496-1625

昭苑こども園 043-496-3238

※各事業に記載してある◆♥♣☆マークの窓口へお問い合わせください。